

◇ 入園にあたっての提出書類 ◇

1. 教育・保育給付認定申請書

- 該当箇所すべて記入してください。
- 連絡先は、日中連絡の取れる番号を記入してください。
- 令和5年1月2日以降に潟上市へ転入された方は、必ずマイナンバー（個人番号）を記入してください。
- 保育施設の入所希望日について、追分ベビー園の入所は生後半年以降、それ以外の園は生後9週以降となります。

2. 状況調査表

- 該当箇所すべて記入してください。

3. 保育の必要性を証明する書類（両親および64歳以下の同居親族）

- 育児休業を取得することが決定している場合は、就労証明書に必ずご記入ください。
- 就労証明書は、証明日より3か月以内のものが有効です。
- 保育の必要性を証明する書類は、児童1人につき1部ずつ提出してください。
（兄弟姉妹分コピーでの提出可。）
写しの書類は必ずご自身で事前にコピーをし、1部ずつ添付してください

保育の理由	必要書類
就 労	就労証明書
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が確認できる部分）
疾病・障がい	診断書または障害者手帳・療育手帳
常時介護等	診断書またはケアプラン等の写し（要介護者の場合）
災害復旧	罹災証明書
就 学	時間割と、在学証明書の写しまたは受講決定通知書の写し
D V 等	福祉事務所長、児童相談所長等の意見書または証明書

☆ 同世帯に「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」等を有する方がいる場合は、必ず写しを提出していただきますようお願いいたします。

☆ 出生予定でお申込みの方は、仮申込みとなります。
出生後（1か月以内）に子育て応援課（入園受付窓口）で出生の手続きをお願いします。

※「子ども・子育て支援法」第16条の規定により、保育料算定等に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を確認させていただきます。

入所審査について

- ①申請受付期間：令和5年11月1日（水）～10日（金）
- ②審 査 日 ：（第1回目）令和5年12月15日（金）
（第2回目）令和6年2月中旬
- ③結果通知日 ：（第1回目）令和6年2月上旬～
（第2回目）令和6年2月下旬～

※申請受付期間後に申請書を提出された方については、3月以降に随時通知いたします。